

# メンズ あいあう

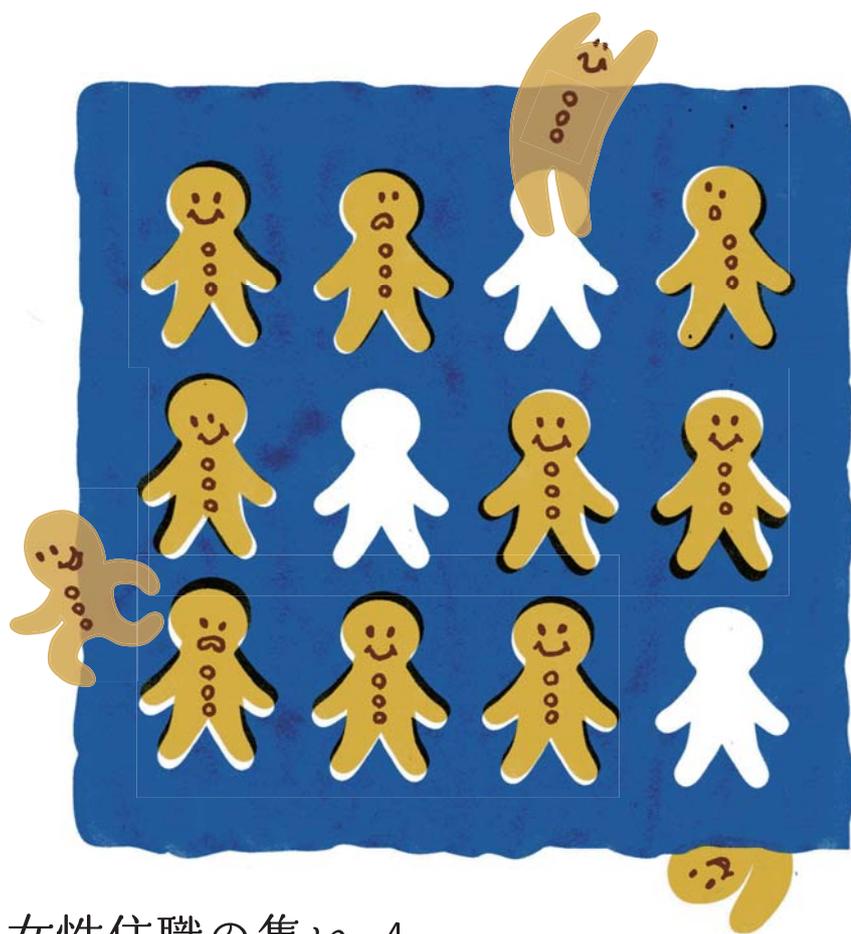
2013

Vol. **7**

女性室広報誌

## 寄稿 「日本国憲法」を知ること 2

野村まり子



|報告1| 第3回 女性住職の集い 4

|報告2| 第13回 女性会議 6

|報告3| 男女両性で形づくる教団をめざす協議会 9

|報告4| 女性室公開講座 能登会場 10

|報告5| 女性室公開講座 京都会場 12

|エッセイ| 女のささやき 『決断する私』 上本賀代子 14

男のつぶやき 『未曾有の大事業』 藤枝良太 15

# 「日本国憲法」を知る

野村まり子



本書は私たちの「くらしと憲法をつなぐ」、子どもから大人まで楽しみながら学べる絵本。たとえば、学校での生活や公園のテントで暮らす人など、多様な事柄が具体的に描かれ、憲法が視覚的に理解できるよう工夫されている。戦時中に人権が制限されていたことにも詳しくふれ、巻末には憲法学から見た解説も。

二〇〇八年に、『えほん日本国憲法』を明石書店より刊行いたしました。きっかけとなったのは息子が六年生だったときの宿題「大人と一緒に憲法前文を読む」でした。息子はほとんど関心を示さなかったのですが、読み終えて、私は心から感激して安堵を覚えました。そこには、自由のもたらす恵

沢の確保、普遍の原理としての民主主義による政治、そして全世界の国民の平和的生存権の確認などが、私たち国民の意志として力強い簡潔なことばで書かれていました。日本の本来の姿はこうだったのかと希望を感じ、ばくぜんと「いつか憲法の絵本を・・・」と思ったのです。とはいえ、着手したの

はそれから十五年以上経つてのことでした。学者でもなく特別の知識を持つわけでもない私が、憲法を絵本にする。踏み切れたのは、憲法が私たちの手の届かない高みにあるのではなく、私たちの存在や日々の暮らしこそが、憲法の現場であり活かす場だという理解に確信を得たからです。

それは、身近な疑問から始まります。私もそうでしたが、女性ならば「女である」ことで行き当たる多くの具合の悪さ。家庭や学校、仕事の場で「女である」ということを理由に意に添わぬ選択を強制されたり、枠をはめられたり、「私」であることが否定される経験をします。日本に限らず、女性が男性と同じ「人」ではなく「女」というくくりのもと、与えられた役割の範囲でのみ存在価値を認められた、長きにわたる社会的慣習によるのでしょう。そのことは子どもや高齢者、障害を持つ人、外国籍であったり路上に暮らさざるを得ない人などなど、社会から排除される全ての人たちの存在にも通じます。共通するのは「そういう人」とみなして、痛みや喜び、空腹や不安を感じる同じ人間として生きていることを無視する、社会的な「仕組み」であると思えます。なぜ自分がそのような

# 知っておきたい憲法之力

## 憲法の目的 それは私たち一人ひとりの人権の保障

うまれた環境で一生が決まるなんておかしい



## 世界共通の憲法の基本原理

- 主権は国民（市民）にあること
- 一人ひとりの人権の保障
- 統治のための権力が分立し、相互に抑制と均衡をはかっていること

そして日本国憲法第九条は、世界の希望



## 憲法と国

国は、憲法の目的である一人ひとりの人権を保障するために存在し、それゆえに憲法が権力を制限し、その目的に仕えます。

なので、すべての公務員は国民全体の奉仕者として「日本国憲法を遵守」して職務に当たる宣誓書に署名します※



## 立憲主義

権力者の権力濫用を抑える「憲法による政治」のこと

## 変更できない憲法の基本構造

立憲主義を否定するような基本構造の変更は、憲法本来の目的に反することになり限界があります。憲法の制定権力は国民にあり、改正権も国民にのみあって、内閣や国会に発議権はありません。

【参考文献】辻村みよ子『憲法（第2版）』日本評論社 2005年、笹沼弘志「基本的人権をめぐる改憲論とその問題点」『「改憲」異論①』現代企画室 2005年  
【参考Web】法学館憲法研究所 改憲を問う <http://www.jicj.jp/kaiken/index.html> ※国家公務員法九十七条及び附則第十三条に基づく政令

目にあうのか、疑問を持って問うてゆくと、その背景には表立って見えにくい強制と支配がはたらき、異質を排除して成り立たせる偏狭な社会の、自由や権利への抑圧が作用していることに気づきます。

憲法は、単なる法ではなく、一人ひとり全ての人が人としての尊厳を保ち、個人として尊重される存在であることを前提に、私たちが国に対して人権保障を目的として働くように示す規範です。私たちが主権者として、国という強大な権力に縛りをかけ、目的のためにその統治権を制約しているのです。いま、世界に共通する憲法に基づく政治＝立憲主義は、人間社会の成り立ちの歴史を共有し、全ての人が支配や強制から自由で平和に生きられる社会の構築を目指しています。

私たちが「日本国憲法」を知ることが、憲法を活かして、日本が人を大切にする生きやすい国に変わることにつながります。私たちは皆でつながりあい支えあって、憲法の理念を実現することができるとは、日本が、憲法規範から離れ、声を上げることすら許されない国にならないように、そのことに自分の「えほん」がちょっと役にも立つと良いなと思っています。



## PROFILE

1949年、高知県生まれ。アニメーションの作画から、児童書、雑誌などの挿絵の仕事にたずさわる。一方で、共同購入や不登校、環境問題といった地域の活動に参加。著書『えほん日本国憲法』（明石書店 2008年）、『野菜応援団 まるごとキャベツ』（八田尚子氏との共著 絵本塾出版 2012年）。

# 女性住職の集い



三回目を迎えた「女性住職の集い」を二〇一三年三月六日～七日に京都・旅館「洛兆」で開催しました。

以前から、参加対象者を代務者にもひろげてはどうかという要望があり、今回二人の住職代務者を含む十四名の参加者が集いました。

初日は、発題として大阪教区頓随寺前住職の藤沢紹子ふじさわしゅうこさんから「真宗と女性のすがた」をテーマに、一九九一年に大谷派で女性住職の道が開かれるまでの経緯や、住職就任の際の続きをはじめ、ご自身が体験されたさまざまなこととお話しいただきました。

その後、三班に分かれて班別座談を行いました。参加者からは、寺での生活のことや、住職就任に至るまでのさまざまな事情、将来にわたる後継者問題などが語られました。

二日目の全体座談会では、住職継承について、女性の場合、「姓」ということが重くのし掛かってくる現状などを確認しました。真宗大谷派では、条例により住職は「卑属系統」による継承が前提とされています。さらに各寺院の宗教法規規則では

「〇〇姓を名乗る教師について」と謳われ、同じ姓を名乗ることがこれまで前提となってきました。

住職と同じ姓を名乗る有教師の子が継がない場合には、寺院規則の変更などが必要となります。例えば結婚によって姓が変わった女性は、たとえ卑属系統であっても、そのままの姓では住職を継承することができません。寺院規則の変更には寺族代表者と責任役員・総代全員の同意と、本山及び所轄庁への申請が必要で、また住職の卑属系統以外の方が継承する場合も、改姓するか規則を変更するかを選ばなくてはなりません。

藤沢さんは「世間では女性は家を出ていく、という固定観念が根強い。家制度という日本人共通の感覚・習慣をもとに、寺院規則が作られていることに問題がある」と語られました。教団と寺院の将来を考えると、**「家制度」**（家父長制の意識）の問題が寺院継承の課題に大きく関わってきていることが、女性住職の誕生から見えてきました。

## 参加者インタビュー

第三回女性住職の集いに参加された水谷光子さん(岡崎教区)から、お話を聞きました。



約二十年前、私が住職になった当時は、世間では未だ女性住職というのは珍しく、今の若い方とは心境が少し違ったように思われます。

私は少し「いい子」を演じていたようです。「いい子」とは一見良い子ですが、「いてもいなくてもよい子」だったと思います。それは自身自身の保身のためというより、寺を無難に守るためでした。

### ＝ 焼け跡から、そして再建

静岡市が空襲を受けた一九四五(昭和二十)年六月二十日、劫火の中、父母と祖父、弟の四人を亡くし、本堂・庫裡も全焼しました。弟が生き残っていたら、私は自由に嫁に行っていた

たと思います。全身やけどを負った妹は奇跡的に回復しました。父は当時としては珍しく、女性の私にも経済的自立を願ってくれていたようですが、戦時下のこと、すでに進学できる状況ではありませんでした。敗戦まで私は助教諭として働きつつ、「高文」にアタックしておりました。あの劫火の中を生き残った私は、亡くなった家族の願いを推察し、使命感に燃え、寺を継ぐことを決意しました。

東京の裕福な寺ながら、やはり戦災で全焼した同宗の寺から夫を迎え、貧乏な寺の再建に夫共々努めました。経済の厳しさは並々でなく、門徒方もみな罹災りさいしていて、助けていただけにやのような状態でした。わずかな土地を処分して、幼稚園を開園、またピアノを教えたり、学習塾を開いたり、本当に自分ながらよく働いてきたと思います。一九七七(昭和五十二)年、住職や門徒方のおかげで念願の本堂を再建できました。

### ＝ 住職就任から、今

その半年後、夫が発病し、以後

十五年の入退院の生活が続きました。私は、ほとんど独学で一九八三(昭和五十八)年に検定試験で教師資格を取得しました。夫は生前から私の住職継職を公言していましたので、門徒方は大歓迎でした。私は夫の没後すぐに代務者に就任し、「女だてらに」という視線も感じていましたが、慎重に考えた末、二年後の一九九四年に住職に就任しました。

現在は娘が住職を継職し、近い将来、孫が継職する予定です。健康上の問題もあり、また寺の歴史をまとめる時間がほしくて、四年前からケアハウスに転居し、頼まれた時だけ寺に通っています。

十年前に、一年間京都に下宿して聴講生として大谷大学で学び、学園生活を楽しみました。

今になって、ようやく自分自身の好きなことができるようになった、という感じです。

今回、女性住職の集いに参加して、若い方々が「住職の仕事も、恋も育児も楽しく両立させている姿」に接し、明るい未来が開かれていることを、とてもうれしく頼もしく感じています。



# 第13回 女性会議

2013年5月7日～8日  
真宗本廟研修道場



## 真宗と人権

一人いちにんに立つ・与謝野晶子と  
平塚らいてうの論争から

今回の女性会議では、「真宗と人権」というこれまでのテーマを継続し、「一人いちにんに立つ・与謝野晶子と平塚らいてうの論争から」をサブテーマに、講師の園田久子さんからお話をお聞きしました。共に女性の解放を訴えた二人が、「母性保護」をめぐる個の尊厳と国家という関係について激しい論争を繰り広げた理由は何だったのか。そして「一人いちにんに立つ」とはどういうことなのかを考える機会となりました。

### 講義抄録

講師 園田久子さんそのだひさこ

(福岡県人権研究所理事・九州大谷短期大学非常勤講師等)

### はじめに

今日は、与謝野晶子と平塚雷鳥の「母性保護論争」(二九一八〜一九一九)を通して、「一人いちにんに立つ」ということがどういうことなのかを一緒に考えていきたいと思えます。一人に立つ！  
— いい言葉ですね、切なくなりませう。今もいかに成り立ちがたいかと。

まず、二人が生きた時代がどんな時代だったのかというと、明治憲法では主権は天皇にあり、男は臣民、いわゆる国民でした。では女はというと、女は「臣民の外に置く」とされています。外って女はどこにいればよかったです。

のでしよう!? 一八七二(明治五)年十月二日に「人身売買禁止令」(太政官達二百九十五号)が出ましたが、数百年続いていた日本中の遊郭ゆうかくの経営者たちの猛反対にたい、一週間後に追加のお触れが出ます。「娼妓しょうぎは、人身の権利を失ふ者にて牛馬に異ならず、人より牛馬に物の返弁を求むるの理由なし」(司法省達第二十二号)(娼妓は牛馬と同じ。その牛馬に人からお金を返せというのは理屈に合わないだろう)というお触れが出ました。そして、一年後には「貸座敷」という看板を付け替えただけの売娼制度が復活し、戦後まで続きます。

このような明治時代の終わり、「良妻賢母」が模範的な女性像としてあった時代に、「女も人である!」という、女の女による女のための雑誌『青踏せいとう』が平塚雷鳥らによって出版されました。一九一一(明治四十四)年のことです。その時に与謝野晶子がお祝いの歌を送ったのが有名な「山の動く日來きたる」です。女が立ちあがることを、「すべて眠りし女今ぞ、目覚めて動くなる」と歌いました。その最後の二行には「一人称にてのみ物書かばや。われは女ぞ」とあり、「おなご」という振仮名がうってあります。日本社会の今も根深い穢れ思想。これは部落差別や

女性差別に深く関わっています。女は「おなご」と呼ばれてきました。その社会の中で、「わたし（一人称）」とのみ書こう（言おう）という、「一人」の名のりがなされています。この歌に対して雷鳥は「元始女性は太陽であった」という有名な返歌を詠みました。

### 与謝野晶子と平塚雷鳥の論争

このように交流があった二人でしたが、母性保護をめぐる意見が対立していきました。晶子は、①女も経済的な自立（自労自活）が不可欠であること。男に寄生して食べさせてもらうのではなく、人はすべて労働すべきもの（汎労働）だとしました。②命は機関（機能・産み方）は違って、両性で産む共同作業であること、生殖の責任は徹頭徹尾、夫婦相互で果たさねばならない。家庭の夫婦は協同組合員であるということ。そして、子どもは自分が産んでも誰のものでもなく、子ども自身のものという考え方でした。百年近く前にすでに性別役割分業を最も否定した思想がみられます。

これに対して雷鳥は、①元来母は命の泉であって、婦人は母たることによつて、社会的国家的存在となる。子

どもは自分が産んだものでも国家社会のものであること。②子どもの完全な保護はその母を保護すること。すなわち母体に妊娠、分娩、育児期における生活の安定を与えるよう国庫によつて補助することが必要であることと主張しました。

女は相続者の長子を産む存在であり、「男は外、女は内」的な考え方と、それを補完する良妻賢母思想が蔓延する時代。晶子は、恋愛・結婚・養育を夫婦相互、一対の問題として捉え、当時の女性の常態である寄生生活を脱するには経済的自立しかないことを唱えました。一方で雷鳥は、当時の社会では現実的には十分な言葉の意味での母の経済的独立ということは不可能なことだとして、国家による母性の保護を唱えます。

思想にはその普遍性と時代性があると思えますが、女性の経済的自立と母性保護の問題はある意味ともに不可欠なことですよ。この論争の場合どちらが正しいということではなく、思想の時代性、つまりどんな時代だったのかを見ておかなければならないと思います。当時の新聞や国家の論調はほぼ母性保護でした。女が大切だったからではありません。この時期、日本は近

代国家として富国強兵を推し進めていますが、徴兵検査をする際にたくさん男が性病（当時・花柳病）にかかっているデータがあります。「国は花柳病で滅びる！」などという新聞の見出しがあつたりします。先述したように、一方では貸座敷制度は許可され、奨励されていきましたから。性病でない女と、性病でない男に健全な命、つまり未来の兵士を産ませる。この意味から優生結婚や母性保護は当時の大切な国家的な課題だったわけです。この大きな流れの中で、「新しい女」として登場し、女性解放を願ひ、女も人たることを熱く叫んだ雷鳥が母性保護を唱えていたわけです。

この母性保護も束ねていく優生思想は、当時の無らい県運動やハンセン病患者を断種させていく動きとも重なります。兵士を産む母性の保護と出産の奨励、結婚年齢まで含めた人口統制策と戦争への突入、進行は一つのものでした。

ちなみに、二人の論争というより、一度きりの激突のようなものも一つあります。雷鳥たちによつて一九二二年に「新婦人協会」が結成されますが、その初めの請願運動をめぐるの晶子の激しい批判です。雷鳥たちは、当時

蔓延していた性病から、女性を救いたいということから、結婚する男子は診断書を提示すべきであり、性病であれば「結婚するを得ず」（結婚してはいけない）という内容を民法化せよという請願を提出しました。それに対し晶子からは、性病の予防撲滅対策は国家の仕事だが、恋愛や結婚までを国家化・法律化するのには絶対におかしい、ほんとは新しい女なのか！という激しい反対がなされています。

この後、女は「マイナス符号のついた個である」と言いつづけていた晶子は脳の改造、女も「個」として立つた初の初め男女共学の学校の設立へ、雷鳥はやがて十五年戦争に入る動きの中、母性保護の具体的な実現（「母性保護連盟」一九三四）へと道が分かれていきます。

ともに、圧倒的に困難な時代の中で、熱く懸命に女性解放を願ひ叫んだ二人です。私たちはこの論争・対立から何を学ぶのか。その時代時代の中で、その身いっばいに歴史のアカを刷りこまれた私たち一人ひとりが、アカを落とし個として真っ直ぐ立つこと、長い分断のただ中で水平に出会うことが如何に困難かを思い知らせてくれていると思いませんか。

## 戦後そしてこれから

一九四五（昭和二十）年の敗戦の数日後、千四百人余の女たちが銀座で面接によって集められ（「新日本女性募集」、十二万人のアメリカの占領軍兵士向けの慰安所が日本政府によって作られました。Recreation Amusement Association（R A A・特殊慰安施設協会）と言います。施設自体は性病の蔓延によって半年で閉鎖され、失業した女たちが街に溢れていくこととなります。

一九五八（昭和三十三年）、売春防止法が出されましたが、これはザル法で、必要悪として「特殊飲食店街は可」と



なりました。そして国家によって公認され、梅毒検査が義務付けられていた場所を「赤線地区」、義務付けられていない非公認の売春の場所を「青線地区」と言い、それは性風俗産業となって今に至っていることは周知の事実です。

私たちの国は世界から、男女平等後進国というレッテルが貼られています。女という人間を数百年の間、後継ぎを産まねばならない家制度の女と、決して命を産んではいけない公娼制度の中の女とに分断してきた国です。公娼制が一応廃止されて、まだ六十年に満たないのです。国内外、一番過酷に生きざるを得なかった女たちは歴史の闇の中に消えていつている……。

数百年の公娼制、戦後に憲法が改正されて女が国民になってやっと六十年余、男は外、女は内的な分業意識の根深さ、子産み・子育てが労働にとつて未だマイナスの国、結婚出産した女の約六割がパート化せざるを得ない国。この女性差別的な眼差し・風土の中で、私が、女が「一人に立つ」ということは……。

こんな中で、現在、ヨーロッパの取り組みがどうなっているのかというと、オランダでは労働者と政府の「ワツセナー合意」（一九八二）によって、パー

ト労働と正規労働の一時間当たりの賃金を同一にしました。結果、子育て中はパートで過ごし、そしてまたフルタイムに戻るといように、両方を行き来できるようにになりました。また、管理職にもパートが登用され、その結果、就労者が増え、収入も消費も増え、赤字財政が克服されて、生みややすく育てやすくなり、少子化もクリアされていつています。

フランスでは男と女の多様な生み方、関係が認められています。シングルマザーや事実婚など多様な愛し方、生み方、育て方を認め、国が同じ保障をし、基本的に女も働くことが普通です。それは歴史の中で積み重ねてきた個の確立、文化、眼差しがあるからでしょう。眼差しとは物の見方、考え方、価値観のこと、平等感でもあります。フランスで暮らす日本の女性に何が良いかを尋ねた時に、日本と違う「眼差し」だと言っていたのが印象的です。

### 「個」と「個」として向き合う

一人の女と一人の男。身体、家族、職業、みんな違う。刷り込まれている男や女の歴史があります。性はプライベートなのに歴史的という二面性があ

ります。私たちの刷り込み、性差別意識は日常化しています。気づくことさえないぐらい根深いです。社会的・政治的に排除されているという点では、女に百パーセント正義がありますが、女が「一人に立つ」という時、参画の要求と同時に女性自身の中にある刷り込みも自己点検しなくてはなりません。男と女の分断、女と女の分断。女が女を一番差別すると言われています。男女が「一人」と「一人」、「個」と「個」としてペアを回復するということが必要です。個が確立していないから、ペアも成立しがたいのです。

男女両方が「一人」に立つとうとし、己の身に引き寄せて自己回復を願う時、それを可能にする根拠は何かかというところ、それは、ひとつたどって言えば「畢竟依<sup>ひつきょうえ</sup>」です。畢竟「依」であるという人の在り方。加害・被害、支配・被支配というように、さまざまに分断されている社会で差別する側とされる側が水平に出会うような関係を回復する、「一人」で立ち会うような営みをしようとする根拠は「依」だと思えます。親鸞聖人の言葉に「世の盲冥<sup>もうみやう</sup>を照らすなり」とありますが、私を照らしてくれるものがある、私が問われているということだと思えます。

# 男女両性で形づくる教団を めざす協議会



2012年12月26日に、大谷婦人会館において「男女両性で形づくる教団をめざす協議会」を開催しました。これまで、女性室公開講座を実施した教区の代表者が集まり、公開講座後の取り組みや課題について語り合ってきましたが、今年度は初めて全30教区を対象として開催しました。これは、まだ開催していない教区の方にも他教区の公開講座の様子や開催するまでの取り組み等を聞いていただいて、今後の講座開催への手がかりになることを願ってのことです。

まず2011年度に公開講座を開催した大垣教区、大阪教区がそれぞれ行った講座の報告をしました。

大垣教区は、講師に園田久子さん（福岡県人権研究所理事・九州大谷短期大学非常勤講師等）を迎え、中世の女性史を中心に女性がどのように位置づけられ生きてきたのか、被差別の歴史と実像をお聞きしました。

大阪教区では、村瀬ひろみさん（山口大学非常勤講師）をお招きして、若い人にも足を運んでもらいやすいように、アニメからみえるジェンダーについて映像を用いて話していただきました。

その後4班に分かれ、2時間余りの班別協議を行いました。その中では、「性差別の問題が信心の課題とまらないために取り組みが広がらない」「（性差別の問題に関心のある人が）点としては集まっているが、それがなかなか線になってつながっていかない」「性差別の問題は、聞き続けていくことによって生活の中に根づいていくと思う」など、それぞれの教区の様子や抱える課題についてたくさんの意見が交わされました。

続いて全体会では各班の報告がなされ、「制度が変わったことで性差別が無くなったと感じてしまっていないだろうか、性別役割分担を超えた平等参画となっているかが問われている」との問題提起等がありました。

協議会からしばらく経って、ある教区から「2年後の開催に向けて協議を始めた」というご連絡をいただきました。少しずつでも広がりをもてればと思います。

# 女の問い、男の問い、私の問い



2013年6月22日、能登教務所を会場に女性室公開講座を開催しました。伊藤公雄さん(京都大学大教授)を講師に迎え、「女の問い、男の問い、私の問い」をテーマに講義をお聞きしました。

講師 **伊藤公雄**さん

## 開催趣旨

法律の改正と社会情勢の変化により、男性と女性が共に働ける場所が増えました。しかし「女性は女性らしくあるべし」「男性は男性らしくあるべし」という考えがまだ残っている一方で、女性は仕事と家事、育児、介護の両立に苦しんでいる現状があります。

誰もが自分が自分らしく生き生きとできる世界を探し求めているのではないのでしょうか。女性、男性が共に声を聞きあえる関係が生まれることを願って研修会を開催します。

## 能登教区第十四組 閑窓寺

**木越章子** (女性室公開講座)  
(スタッフ)

私が坊守制度について考えるようになったのは、夫の死からでした。住職である夫の亡きあと、自分にかかる責任と緊張感の中、「閑窓寺 前坊守様」と書かれた事務的な封筒が届きました。

当時、息子たちは在学中で教師資格を取得していませんでした。私の意志

とは関係なく、住職の配偶者ということから前坊守となりました。「前」という言葉に、「私、知らない人?」「私、ここに居るのに」という複雑な気持ちを発する場ありませんでした。

そんな頃、女性室が親鸞聖人七百五十回御遠忌に向けた「女と男のあいあうカルタ」を作ることになり、その制作に加わる機会をいただきました。そして私の素直な気持ちとして「意思表示していないのに 前坊守」という句ができました。

その制作に関わる中で、性差によって思考が固定されていたり、意見を言わずに逃げることを自然のうちに身につけた自分の姿に気づかされました。そういう自分を見つめる中で感じたことは、男女、年齢、職業、既婚者やシングル、子育て中など、様々な人がその枠を超えたところで、はじめて自由に発言できるということでした。

男性も女性も互いに声にならないところをまず言葉にして、ありのままの自分の姿で話し合うことが男女平等参画の入り口だと考えます。そういう場として、「能登カフェ」が早くオープンできればいいなと願っています。

能登教区 第二浜方組 光念寺

矢口真美 (女性室公開講座)  
スタッフ

女性室公開講座のスタッフにお声掛けをいただいたのは、下の娘がまだお腹にいた時でした。でしゃばりな私は、結婚・出産する前までは、本山や教区の研修会や活動に度々参加しておりました。それが家事と育児という仕事



でき、参加できない、参加しづらい状態になりました。そして声もあまりからなくなつた頃に今回のお声掛けがあり、考える機会をいただきました。

公開講座開催に向けての第一回スタッフ会議に参加した時、私は自己紹介を兼ねて、「連れ合いや子どもにも、綺麗な服を着せてあげたい、身体にいいものを食べさせてあげたい、清潔な環境で生活させてあげたいという思いもある。男だから〇〇、女だから〇〇

する。女だからしなければという役割としてではなく、本能ではないか・・・」という話をしました。その時に他の方から、「それは自己満足ということもある。あなたが他に就職など本当にしたいことを見つけた時に、どうなのかということよ」と意見をいただきました。

なる程そうなのでですね。「してあげたい」という思いは、単なる自己満足になりかねないということに気づきました。そして「したいことができる」というのは、男にも女にも平等に与

えられるべき権利なのだと思に落ちました。

今回の公開講座の中でも講師の伊藤先生は日本の歴史を追いかけながら、証拠となる歴史の資料を紹介され、家事、育児は女性がすべき仕事としてあるものではないことを語られました。男だから外で働かなければならないこともない。男と女が共に求め合い、関係において役割を確立していけばいいと。

また当日は「保育室」が設置され、おかげさまで二人の子どもを連れて参加できました。この保育室がないと育児中の母親にはなかなか足を運ぶことすらできないのです。ただ途中から「どうしてるかな・・・」と心配になってきました。それは、一緒に子育てしている連れ合いもでした。結局、最後まで先生のお話を聞けませんでした。夫婦で参加できてよかったです。

まつしたはるき  
松下春樹 (女性室公開講座)  
スタッフ

能登教区 第十組 勝樂寺

私はスタッフとして準備段階から関わる中で、「女性らしく」、「女性だから」、「女性のくせに」と女性の言動を

制限する方向で捉えることは、同時に「男性らしく」、「男性だから」、「男性のくせに」と男性の言動も制限的に捉えてしまうことだということを学んだ。そして、「女らしさ」・「男らしさ」というジェンダーの考え方から解放され、一人の人間同士として水平に出会い直すことが男女ともに願われているということを学んだ。

私は小学生の頃から、男は家庭の外で働き、できるだけ高い収入を安定的に得て、家族を養えるようにならなければいけないと思っていた。我が家の家計収入の主たる部分は妻が稼いでいるのだが、今もなお、男性が稼ぐべきだという思いが私にはある。私には息子が一人いるが、彼に対してその偏狭な思いを押し付け、プレッシャーをかけてきたのではないかと感じる。

私が身を置く真宗大谷派教団は長らく男性中心に形づくられてきたと言える。勤行が男性の勤めやすい声の高さになっているなど、そのことによる影響が教団の様々などころに出てきているのではないかと思う。私は今回の講座開催をきっかけにして、男女平等参画の教団づくりを歩み始めたいと思う。

# 悲しみを共に生きる



2013年6月18日、大谷婦人会館において、「悲しみを共に生きる」をテーマに女性室公開講座京都会場を開催しました。講師は井上摩耶子さん（ウイメンズカウンセリング京都代表・NPO 日本フェミニストカウンセリング学会理事）。性犯罪被害の実情や、被害をとりまく社会的な状況について、ジェンダーの視点から講義をいただきました。講義終了後は、講師の井上さんを助言者、長紀子さん（近江第9組願念寺衆徒）、長嶋明子さん（近江第6組願證寺住職）、草野龍子（女性室スタッフ）をパネリストにシンポジウムが開催され、宗門におけるジェンダー不平等について参加者を交え、活発に議論されました。

講師 **井上摩耶子**さん

## 開催趣旨

「もし生まれ変われるとしたら、あなたは男性に生まれたいですか、それとも女性に生まれたいですか」。この問いかけに、あなたはどうか答えますか？ 女性に生まれたい、男性に生まれたい、状況によっていろいろと変わっていきますね。

私が「女性に生まれたい」と思うとしたら、それは時代の変化にともない、女性差別が解消されてきている証でしょうか？ それとも、長い男性中心社会の歴史によって、女性自身に刷り込まれた差別のせいでしょうか？

今回の講座は「悲しみを共に生きる」をテーマに開催いたします。

長年、性暴力被害に苦しむ人々と歩みを共にされている井上摩耶子先生からお話を伺い、その後、法務に携わっている女性から日々の生活の中で経験している困難さをお聞きしたいと思えます。女性の悲しみの声に耳を傾け、男女の性差を超え共に生きる第一歩にしたいと願っております。

京都教区 山城第一組 瑞蓮寺

浅井仁磨（参加者）

井上摩耶子先生のお話はとてもわかりやすかった。しかし、その内容はとてもきびしい現実にあふれていた。今、世の中で何が起きているのか、現状を聞かせてもらった。

まず私の認識が最も現実とずれていると思ったのは「強姦」についてだった。見知らぬ人からの力ずくの行為だけが強姦だと思っていたが、調査によると日本の場合七十六・八パーセントが「顔見知りによる」とされていて、「全く知らない人による」十七・二パーセントを大きく上回っているということだった。

先生はお話の中で、その男女間の認識の差は何から来るのかをさかのぼり、男性の目線からの判断、認識、思い込みが問題の根っこにあると指摘された。男性に都合のよい物語、神話が厳然としてあると知らされた。

先日ある女性と話していたことを思い出す。一緒に上山した奉仕団の班の中で、班長や勤行の調声、感話もすべて男性だった。何か一つの役を女性が



してもよかったのではないかと指摘された。私は思いがけない言葉に驚いた。女性がそういうことを思っていたことに驚くと同時に、そういうことに疑問さえ抱かなかった自分にも驚いたのだ。男性である私は当然男性の眼で物事を見る。その男性視線は変えられないにしても、男性の見方とは違う女性の見方があるという事に気づくか気づかないかは大きな違いだと思う。

先生のお話で、男性らしさとか女性らしさという性差を超えた「人間らしく生きる」という言葉が印象に残った。

京都教区 近江第二十六組 徳乗寺

比叡谷紗誓 (参加者)

講師の井上さんのお話で、嫌な目に遭っても自分さえ我慢すれば、と黙ってしまふ女性が多いということから思ったことがある。

「自分の夫から精神的・肉体的暴力を受けたことがある」と言った女性が私の周りに四人いる。その事がおかしい行為だと気づき、私に対して口に出せた人だけでもこの数だけいるということは、実際に辛い思いをしている人がどれだけいるのだろうか。

また、さらに見えにくいものもある。自分は嫌なことをされているのに、相手の力を恐れて（体力的な力とは限らない）声をあげられない場合だ。加害者は被害者が嫌がっていることをわざとすることもあるし、強いているのに気づかないことさえあるという。しかし、気づかないからこそ、私たちはその声を意識的に聞いていかなければならない。嫌だと伝えられるところには、

信頼があるのだ。

体力的・精神的・立場的に力のある側が相手に我慢を強いたり服従させたりして悦に入っているとしたら、それは人間として大変悲しいことと私は思う。特に、性行為の中で、相手を服従させたいと望むこともあるという。その根本にあるものは何なのだろうか？

私たちが願っているのは、全ての人々が、性によって苦しめられない・性差で決めつけられない、そんな世だと思ふ。しかし、コレは女の役目・ソレは男の役割、との思い込みで自分自身を苦しめていることが私にはある。半生ですり込まれた感覚は、なかなか変わらないが、全ての人がいきいきと生きられる世を望んでいる。

京都教区 石東組 浄慶寺

藤浪遊 (教区教化委員)

講義の中で井上先生が話されていたが、日本の女性の自殺者数は世界で三番目だそう。日本という国は女性にとって生きにくい国だといえる数字である。「法務に携わる中で」をテーマにしたシンポジウムの中でも、未だ性差別が散見され、「ジェンダー拘束」

が根強い（と聞いていい）我々の教団において、様々な「生きにくさ」があることが声としてあがった。女性が生きにくさを感じている状況はとてもつらいが、そのことに私（男性）自身が意識の低さや鈍感さから問題性を感じていないことに失望感を覚える。女性が生きにくいという、教団内に限らない現在の社会的状況に対し、先生は「男性の意識覚醒の必要性」を強く訴えられた。

例えば「女性住職」という言い方がある。何故「女性」とつけるのか。言葉そのものの「良い」、「悪い」を今こゝでは述べないが、使う人によっては、そこに少なからず「女だてらに」といったニュアンスの「ジェンダー拘束」的な偏見が張り付く場合があると思う。一方で、「あえて言わない配慮」にも、いい気持ちはしない。同質のものを感ずるからである。言葉は偏見を写す。「これは性差別か」と感じるとき、それは言葉が不適切なのか、私自身の偏見が言葉として現れているのか、考える必要性を感じる。そして「生きにくい」と訴える、悲しみの言葉を聞き続けていくことが、先生の言われた「意識覚醒」につながると思う。

# 決断する私

大阪教区 第20組 安樂寺

うえもと かよこ  
上本賀代子



住職である夫が心筋梗塞で亡くなつて一年が経った。夫が意識不明で倒れた直後から、さまざまな決め事がわたしに降りかかってきた。すると、自分はこんなにも迷う性格であったのか？と思うほど、あらゆるシーンで私は迷った。老齢の母を、遠方の救急医療センターまで連れて行き、危篤の夫と対面させるべきかどうか？ 夫の容体を寺の役員さんにどの段階で知らせれば良いか？ 意識の戻りそうにない夫の人工心肺装置を外してもらうように医師に頼むべきか否か？ —— 思い返せば、こんな重大事項はいつも夫が決定していたのだ。夫には決断力があつた。物事は何でも迷わず決めた。それも自信たっぷりに決めた。私はいつも夫のYESかNOかに従った。その決断が正しいにしろ間違っているにせよ、夫の判断に従うことが「あたりまえ」だと思っていた。また、即決して

ゆらがない夫の姿を「男らしい」とも思っていた。

夫の葬儀を無事終えてからも、決断しないといけないことは続いた。住職継職のこと、自坊の宗祖親鸞聖人七十五回御遠忌法要のこと、残された義母のこと。どれも避けては通れない決め事の数々だった。あいかわらず、ひとつの決め事を迷いに迷う過程を繰り返しながらも、二十四歳の息子が晴れて新米住職となり、御遠忌法要も小規模ながら来秋、厳修させていただくことになった。義母は介護サービスを受けることになった。

最近になって、私の決断力不足は性格によるものではなく、今までそうした経験が積んでこなかったからではないか？と思うようになった。「御文」は蓮如上人が女性救済を第一義として書かれたものと受けとっている。その御文にたびたび出てくる「三従」とい

う言葉の意味、「幼い内は父に、嫁たら夫に、老いれば子に従え」、つまり、生涯女性は男性に服従して生きていくべきものだ、という釈尊出生以前のヒンズーの考えが、蓮如上人の時代にも、現代の私の人生においても度々押しつけられてきたことが、男性に物事の決定権を委ねてしまう女性たちを作ったのではないかと思つた。

決断には責任を伴う。だから苦しい。でも決断を重ねることで、物事は形になってゆく。それは苦しさを上回る充足感になる。自分自身もまたその度に研鑽され、自立への階段を上っていく感覚を覚える。

「決断力」を男性だけの魅力の象徴にしておくのはもったいない。ピシッと的確な決断を下せるカッコいい女性が、どんどん増えることを願っている。

# 未曾有の大事業

京都教区 因伯組 専證寺

ふじ えりょう た  
藤枝良太



「これ以上どうしろというんだ」。こ  
こ何年か、いつも心の中にこの言葉が  
あって、時として私の外で内で暴れ  
回っている。居心地の良い場所を作ろ  
うと家事をし、安らげる時間を作ろう  
と手伝っていたはずなのに・・・いつ  
もけんかになってしまふ。そんな折、  
京都教区で女性室の公開講座を開くこ  
とが伝えられた。

講座を開く前の事前研修などに参加  
したが、何を聞いても身に響かない。  
私の問題になってこない。私は相変わ  
らず、「これ以上どうしろというんだ」  
だった。女性室が何を課題として、何  
をしようとしているのかもまったくわ  
からず、ただこの講座への嫌悪感だけ  
が募っていった。女性室の主催する「女  
性会議」が開催されることを知ったの  
はそんな時だった。

与謝野晶子と平塚らいてうの遣り取  
りにとっても興味を引かれ、二の足を踏

みながら参加することにした。女性会  
議で学んだのは「男は外に出て仕事(戦  
争)。女は子供(兵隊)を産み育て、  
家庭(国)を守る」という仕組みと、  
それを長い時間をかけて、本気で、具  
体的に丁寧な縫い付けてきた歴史だっ  
た。そして、それに真つ向から立ち向  
かう者と同調し推進しようとする者の  
遣り取りから、女の中にも男の中にも  
ある、持たされてきた差別を確かめる  
ことができた。

合点がいった。私の言葉の背景には、  
女を家畜として扱い慰み者にしてきた  
事実に向き合うことない男の姿があっ  
た。それはそのまま、「時代は変わり差  
別はなくなりました。だからもういい  
ではないですか」と言い放つ男の姿だっ  
た。家の中でお互いの主張がぶつかる  
時、単なるわがままの押し付け合いで  
終わってしまうのは、我が身に食い込  
み巣くつている差別性を顧みることが

ないからだ。そこに、両性で形づく  
る寺も家も生まれることはないだろう。  
持たされ、しつけられてきた自らの  
差別性に立って、「両性で形づくる」  
という課題に取り組むことができるの  
ならそれは、人類初の快挙ではないか。  
この世に、未だかつて「両性で形づく  
られた組織」などないのだろう。女性  
室がやろうとしていることは人類初の  
未曾有の大事業だったんだ。そこに思  
い至った時、身の震えるような感動が  
あった・・・のだが。

二日目の朝。起床後に部屋の掃除機  
をかけているすぐ傍で寝ている男がい  
る。掃除の片付けになっても寝ている  
この男に、そう簡単に変わることのな  
い自分の姿を見るようだった。未曾有  
の大事業に取りかかる研修の朝とい  
うのに、男はこんな小さなハードルに  
さえつまづいて、身動きがとれなく  
なっている。

なぜ  
メンズあいあう  
なのか

女性室は、つながりを回復し男と女とがともに生きあうことを願って広報誌『あいあう』を発行しています。

私たちの教団では、長い歴史の中で創り出されてきた女性に対する差別に、近年ようやく光が当てられるようになってきました。

「人間を勸めるかの如き運動は、かえって多くの兄弟を墮落させた」という全国水平社創立宣言の言葉があります。

ここから教えられることは、性差別の問題に取り組むということは、男性がその正義感をもって女性を勸り、男性社会に融和させていくことではない、ということです。女性をどう処遇するのではなく、男として生きる自らが問われていることに気づけと。

また、性差別を訴える女性たちの前に、私たちはただ加害者として頭を垂れるのではなく、男性である私もまた性差別という仕組みの中に組み込まれた一人であり、「男らしさ」という束縛から解放されることがなければ、男と女とが「御同朋」として水平に出会うことはできないのではないのでしょうか。

性差別の問題は、女性の問題であると同時に男性の問題です。その視点に立って、男性の側からも積極的にこの問題を考え、肩の力を抜いて「男とは？」を語り合う場を開きたいという願いから『メンズあいあう』を刊行します。

女性室の動き

◆ スタッフ派遣

2013年

- 3月15日 公開講座能登会場 事前学習会
- 3月22日 公開講座能登会場 事前スタッフ会
- 3月25日 公開講座京都会場 事前スタッフ会
- 4月 9日 公開講座京都会場 事前学習会
- 4月18日 「女性と仏教東海ネットワーク」例会に参加
- 4月25日 大阪教区・難波別院  
「宗祖親鸞聖人750回御遠忌」速夜法要に参加
- 5月 9日 大垣教区「現代の課題に学ぶ学習会」に参加
- 5月10日 三重教区ジェンダー問題フォーラム企画会議に講師として参加
- 5月20日 富山教区あいあう会公開講座に講師として参加
- 5月22日 女性室公開講座開催に向けた事前説明のため熊本へ
- 6月14日 第22回ヒューマンライツセミナー (IMADR)に参加
- 7月 9日 公開講座三重会場 事前スタッフ会
- 7月12日 「女性と仏教東海ネットワーク」例会に参加
- 8月21日 「女性と仏教東海ネットワーク」例会に参加
- 9月 5日 公開講座三重会場 事前スタッフ会
- 9月 6日 北海道教区「男女両性で形づくる教区教化への取り組みの視座と方向性を確かめる」研修会に講師として参加
- 9月11日 公開講座三重会場 事前スタッフ会

◆ 第13回女性会議

- 5月7～8日 会 場：真宗本廟研修道場  
講 師：園田久子さん  
テーマ：「真宗と人権 ～一人に立つ・与謝野晶子と平塚らいてうの論争から～」

◆ 公開講座

- 6月18日 京都会場  
会 場：大谷婦人会館  
講 師：井上摩耶子さん  
テーマ：「悲しみを共に生きる」
- 6月22日 能登会場  
会 場：能登教務所  
講 師：伊藤公雄さん  
テーマ：「女の問い、男の問い、私の問い」

編集後記

このたび、女性室掛を拝命いたしました。私は今まで女と男の平等な関係について、あまり深く考えたことがありませんでした。それは、平等ということに関して、自分にとって不自由がなかったのか、はたまた「刷り込み」で考えないようになされていたのか、どちらなのかは分かりませんが、ご縁があり、この男女の関係を考える「女性室」の間になってから、現在でも性差別の問題がたくさんあることを知り、普段すごしている生活や環境でも「これはどうなのだろう？」と気づくことが多くなりました。

この「気づくこと」を大切にしながら、これからも学んでいきたいと思えます。どうぞみなさまよろしくお願いいたします。

(中川縁)

お知らせ

【第4回女性住職の集い】

期 間 2014年3月12日(水)～13日(木)  
会 場 京都・旅館「洛兆」

表紙絵：上田 文

「らしさ」のクッキー型から抜け出そうとしているところですよ。

女性室広報誌『メンズあいあう』第7号

発 行 2013年9月15日  
発行人 奥林 暁  
発行所 真宗大谷派宗務所 解放運動推進本部女性室  
〒600-8505  
京都市下京区烏丸通七条上ル  
TEL 075-371-9247  
FAX 075-371-9224